

令和2年（2020年）3月13日
教 育 委 員 会 資 料
教育委員会事務局学校教育課

教育長の臨時代理による事務処理について

令和2年3月3日の教育委員会において、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた件について、次のとおり臨時代理により事務処理を行ったため、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第3条2項の規定に基づき報告する。

1 案件

学校保健安全法第20条に基づく臨時休業及び臨時休業期間の決定

2 決定内容

- ① 学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の決定
- ② 臨時休業期間令和2年3月16日（月）～令和2年3月25日（水）

3 臨時休業の理由

新型コロナウイルス感染症に対し、子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備えるため、臨時休業を行ってきたが、都内小学生への感染が確認されるなど、依然として予断を許さない状況にあるため。